

お墓の名義人が変わった場合や、納骨をする際は手続きが必要です。
環境生活課(市役所8階)に提出してください。



詳細はこちらから▶

	必要書類	説明
墓地の名義変更	<p><市内の方が名義となる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●新使用者の「住民票(本籍記載)」 ●前使用者と関係性が分かる「戸籍(戸籍謄本、改製原)」 <p>※市外の方が名義となる場合、以下の書類も必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ●親族で代理人(市内在住)を選定し、その方の「住民票(本籍記載)」 ●市内に親族がいない方は、「代理人を選定できない旨の申出書」 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用者(墓地の名義人)が死亡した際などに必要です。新使用者を親族(6親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族)から選定していただきます ●住民票は発行から3カ月以内のもの
納骨(埋葬手続)	<ul style="list-style-type: none"> ●市内霊園に納骨する前に「火葬許可証の写し(火葬時に発行される書類)」 	<ul style="list-style-type: none"> ●市が発行した「火葬許可証の写し」は窓口サービス課で再交付できません
お骨の移動(改葬)	<p><移動元が市内の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「収蔵証明書」(寺院などが発行) <p><移動元が市外の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「改葬許可証」(管轄市町村が発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ●お骨を移動(改葬)する際、移動先へ「改葬許可証」の提出が必要です ●移動元が市内霊園の場合、事前書類は不要です(申請書受理後、改葬許可証を発行) ●自宅への改葬は認められていません
墓じまい(返還)	<ul style="list-style-type: none"> ●解体前と後の写真 ●「返還届」 	<ul style="list-style-type: none"> ●墓石の規模によって解体の金額が異なりますので、石材業者などへお問い合わせください ●お骨がある場合、改葬の手続きも必要です。他市の霊園や寺院など、移動先を決めてください
共同墓	<ul style="list-style-type: none"> ●納骨状況に応じ、「火葬許可証」や「収蔵証明書」、「改葬許可証」など ●申請者の「住民票(本籍記載)」 ●(初回納骨の場合)納骨者と申請者との関係性が分かる「戸籍(戸籍謄本、改製原戸籍など)」 ●(墓じまいと同時に利用の場合)「墓石解体に関する契約書」 	<ul style="list-style-type: none"> ●生前予約はできません ●一度納骨すると返還できません ●お骨=1体につき11,000円 ●住民票は発行から3カ月以内のもの

(切り取って保存してください)

⚠ 注意事項

- 鳥獣被害防止のため、供物や供花などはお持ち帰りください
- 区画外の園路には石などものを置かないでください
- 区画内を清潔に保ち、枝など隣地に越境することのないようにしてください

